

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月19日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第5号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成6年佐賀県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(広報県民課)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1) 犯罪被害者支援室は、前項第9号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 広報県民課に、広報相談統括官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報相談統括官は、命を受け、第1項第1号から第7号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(広報県民課)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。</p> <p>(1) 犯罪被害者支援室は、前項第8号から第11号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 広報県民課に、広報相談統括官を置くことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 広報相談統括官は、命を受け、第1項第1号から第6号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(組織犯罪対策課)</p> <p>第16条の2 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 麻薬、覚醒剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8)～(10) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。